



第85期 定時株主総会 招集ご通知

●開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

●開催場所

東京都港区三田三丁目5番27号

住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田

●目次

株主の皆さまへ	1
第85期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	4
添付書類	
事業報告	6
連結計算書類	20
計算書類	23
監査報告	26
株主総会参考書類	32

シナネンホールディングス株式会社
証券コード：8132

株主の皆さまへ

この度は、当社連結子会社の不適切な会計処理により、株主の皆さまには多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを、心より深くお詫び申し上げます。

2019年3月期の決算にかかる社内調査の過程で、当社連結子会社であるミライフ西日本株式会社のソリューション事業部門において、会計処理の誤謬、売上の不正計上などの不適切な会計処理が行われていたこと（以下「本件」といいます）が判明いたしました。そのため、2019年5月8日、本件に係る事実関係を正確に把握することを目的とした特別調査委員会を設置し、全容の解明に取り組んでまいりました。

特別調査委員会による中間調査報告書の結果、本件による2018年3月期及び2019年3月期の会計的な影響額が確定したことから、それらの不適切な会計処理を改めて適切に処理し連結計算書類等を作成いたしました。2019年3月期決算短信は、2019年6月4日に提出いたしました。なお、2018年3月期については、同報告書の結果、重要性が乏しいと判断したため訂正しておりません。

このような不祥事を起こしましたこと、また損失を発生させたことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。

今後は、2019年6月下旬に受領予定の特別調査委員会による最終の調査報告書を踏まえ、速やかに再発防止策を策定し、コーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンスの徹底を行ってまいります。

株主の皆さまには、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

シナネンホールディングス株式会社
代表取締役社長 崎村 忠士

証券コード 8132
2019年6月12日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目5番27号
シナネンホールディングス株式会社
取締役社長 崎 村 忠 士

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページから5ページまでのご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田
(昨年と開催場所を変更しております。「株主総会会場ご案内」
をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第85期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結
果報告の件
2. 第85期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
議案

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.sinanengroup.co.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sinanengroup.co.jp>) に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会
開催日時

2019年6月27日(木曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使



議決権行使期限

2019年6月26日(水曜日)午後5時30分到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使



議決権行使期限

2019年6月26日(水曜日)午後5時30分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使書面上にスマートフォン専用のQRコード (ID・パスワードの入力不要) を記載しております。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

議決権行使のお取り扱い

書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト（下記URL）へのアクセスによる議決権行使について

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力の上、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス**
「次へすすむ」をクリック
- 2 ログインする**
お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック
- 3 パスワードを入力**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

みずほ信託銀行 証券代行部

【「議決権行使ウェブサイト」「スマート行使」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

 0120-768-524（平日9:00~21:00）

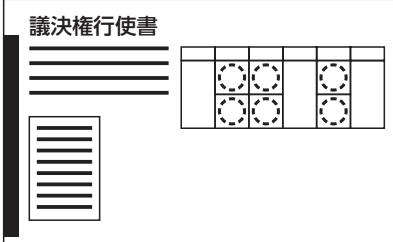
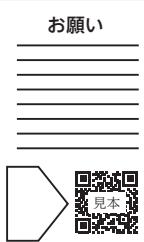
スマートフォン用QRコード読み取りによる議決権行使について（「スマート行使」）

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。

※「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが左記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙イメージ図

議決権行使書	お願い
	

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意

インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

【左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先】

 0120-288-324（平日9:00~17:00）

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、緩やかな回復を続けています。企業部門では前年度と比較してほぼ横ばいながら高い水準を維持し、個人消費も雇用・所得環境の改善により持ち直しています。しかしながら、昨年夏に相次いだ自然災害で景況感が一時的に押し下げられたほか、米中通商問題や、株式市場の変動、世界経済の減速感等、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

国内エネルギー業界においては、原油価格、プロパンC Pともに10月まで上昇傾向で推移しましたが、11月以降下落に転じ、年度末にかけて若干持ち直しました。一方で、国内人口の減少、省エネ機器の普及、節約志向の高まり等に加え、当期は平年を上回る気温が続いたことから、家庭・業務用プロパンガスの需要は減少しています。

このような環境の中、当社は「第一次中期経営計画～総合エネルギーサービス企業グループへの進化～」の2年目となる当期において、グループ収益構造改革を目指し、積極投資による非石油・ガス事業の拡大に取り組みました。

一方、当社の連結子会社であるミライフ西日本株式会社のソリューション事業部門において、不適切な会計処理が行われていたこと（以下「本件」といいます）が判明いたしました。そのため特別調査委員会を設置し、同委員会による中間調査報告書を踏まえ決算への影響額を評価いたしました。

その結果、当期の業績については、売上高2,445億67百万円（前期比0.1%増）、営業利益16億70百万円（前期比50.1%減）、経常利益21億58百万円（前期比45.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億88百万円（前期比44.6%減）となりました。

セグメント別の事業の経過及び成果は以下のとおりです。

『エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）』においては、石油・ガス事業では引き続きM&Aを中心とした事業基盤拡大に取り組みました。関東エリアでは物流効率化のための合弁会社がスタートしたことに加え、リフォーム需要に対応したリフォーム専門のパイロットショップをオープンしました。また、西日本エリアでは、石油・ガス事業の基盤拡大のため、三河品川燃料株式会社の完全子会社化を進め、2019年4月1日に完了しました。非石油・ガス事業においては、法人・業務用の省エネブランドを立ち上げました。しかしながら、上記の不適切な会計処理において、実態のない取引による売上高と売上原価の差額として算出された利益の影響による65

百万円及び、当社にて改めて評価した本件に係る棚卸資産の評価損・減耗損、未入金等に対する貸倒引当金等の計上による6億71百万円のほか、本件以外の取引先の債権に対する貸倒引当金の計上等による2億円の合計9億37百万円の影響がありました。

以上の結果、当期におけるエネルギー卸・小売周辺事業の売上高は776億79百万円（前期比5.6%減）、営業利益は3億8百万円（前期比84.1%減）となりました。

『エネルギーソリューション事業（B to B事業）』においては、石油事業では、季節要因もあって数量が減少する中、市況の変化に対応した仕入・販売施策により収益を確保しました。また、電力事業では、電源調達体制の見直し、猛暑による電力需要の好調等により収益が順調に推移しました。P V（太陽光発電）関連事業では、F I T法の改正により分譲販売が減少するなか、自家使用P V販売に注力するとともに、メンテナンス事業の拡大に努めました。防水パン事業では新商材の好調な販売に支えられ収益を拡大しました。加えて、海外への事業展開を進め、アジアでのエネルギーソリューション事業、再生可能エネルギー事業をスタートさせました。

以上の結果、当期におけるエネルギーソリューション事業の売上高は1,526億62百万円（前期比2.7%増）、営業利益は3億13百万円（前期比78.3%増）となりました。

『非エネルギー及び海外事業』においては、自転車事業のシナネンサイクル株式会社は、自社で運営するシェアサイクルブランド「ダイチャリ」の展開を進めました。関東エリアを中心に大手コンビニエンスストア等で開設を進め、3月末時点で約800カ所のステーションに自転車約2,000台を設置しました。なお、当シェアサイクル事業は、2019年4月1日に当社100%子会社であるシナネンモビリティP L U S 株式会社へ会社分割し、新たなスタートを切っています。

環境・リサイクル事業の品川開発株式会社は、千葉市の木質系産業廃棄物リサイクル工場（千葉RC）に加え、新たに埼玉県白岡市において木質系産業廃棄物リサイクル工場（白岡RC）の操業を開始（2018年10月）する一方、東京都江東区にある混合廃棄物中間処理施設（新木場RC）の売却や保険事業の売却（2019年4月1日実施）を行うなど、今後、成長が期待される環境に優しいバイオマス燃料事業の拡大に向け、「選択と集中」を進めました。そのため2019年4月1日、品川開発株式会社からシナネンエコワーク株式会社へ商号変更を行っています。

抗菌事業の株式会社シナネンゼオミックは、水処理分野向け新製品の投入、繊維分野での大型案件の継続受注など抗菌事業の拡大を進めました。また、海外各国の諸規制に対応し、欧州、インド、A S E A N 諸国への進出基盤の構築を進めました。

システム事業の株式会社ミノスは、主力のL P ガス販売管理システムで、サービス提供件数を期初の約1.2倍に、電力自由化に対応する顧客管理システム（電力C I S）を期初の約2倍にまで拡大しました。

建物維持管理事業のタカラビルメン株式会社は、前期に引き続き病院、斎場の運営支援業務が堅調に推移しました。また、集合住宅向け設備工事・リフォーム工事等のサービスを強化しました。

ブラジルのバイオマス事業では、多年草C A P I Mを活用した民生用炭を商品化し、現地最大手のスーパーマーケットでの販売を12月に開始し、取扱店舗を着実に増やしています。

以上の結果、当期における非エネルギー及び海外事業の売上高は140億32百万円（前期比6.0%増）、新規事業の投資を先行させたため1億84百万円（前期は営業利益1億49百万円）の営業損失となりました。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	売上高	構成比	前期比増減率
	百万円	%	%
エネルギー卸・小売周辺事業 (B t o C 事業)	77,679	31.8	△5.6
エネルギーソリューション事業 (B t o B 事業)	152,662	62.4	2.7
非エネルギー及び海外事業	14,032	5.7	6.0
その他の	193	0.1	3.0
合計	244,567	100	0.1
	百万円	%	%

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は27億円であり、その主なものは次のとおりです。

- ・木質系産業廃棄物リサイクル工場の建設（埼玉県白岡市）
- ・風力発電設備（韓国）
- ・賃貸等不動産建設（東京都昭島市）
- ・本社移転等事務所の改修、建替え
- ・シェアサイクル投資
- ・ガス小売用システム開発

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

〔コーポレートガバナンスの強化〕

当社連結子会社において、不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。これを受け設置した特別調査委員会による最終の調査報告書の提言を踏まえ、再発防止策を策定し、内部統制上の改善に取り組み、コーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンスの徹底を行ってまいります。

〔事業改革〕

当社グループのコア事業である石油・ガス事業を取り巻く環境は、国内人口の減少、省エネ機器の普及、節約志向の高まり等により引き続き厳しい状況が続いております。さらに電力・都市ガス小売の全面自由化により、市場構造が大きく変化し、競争が激化しています。

当社は、こうした環境変化とお客様のニーズの変化に対応するため、エネルギー供給を目的とする会社から、地球環境に優しいエネルギー供給を手段とし、お客様の快適な住まいと暮らしを実現する「総合エネルギーサービス企業グループへの進化」を目指した中期経営計画「第一次中期経営計画」を2017年4月より実施してまいりました。

今後の重点課題としては、石油・ガス事業の更なる効率化を進め、また非石油・ガス事業への積極的な経営資源投資により、次世代のコアとなり得る事業を開拓し、連結の利益構成比を変革していくことだと考えています。

そのため、石油・ガス事業では競争力を維持するため、M&Aによる顧客基盤の拡大や他社提携を含めた物流合理化施策などのコスト効率化を推進します。また、建物維持管理事業、シェアサイクル事業の事業拡大に向けた投資を行うほか、新規事業開発に向けた取り組みを進めています。さらに、国内に限らず、国外での事業活動本格化に向け、アジアでのエネルギーソリューション事業、再生可能エネルギー事業、欧米・アジアでの抗菌事業、ブラジルでのバイオマス事業を早期に拡大し「グローバル総合エネルギーサービス企業グループ」への足掛かりとすることを目指します。

〔働き方改革〕

当社グループでは人材が重要な財産であると考え、「働き方改革」を推進しています。長時間労働の是正については、グループ各社で取り組みが実施されています。さらに抜本的な業務の改善・改革を推し進め、労働の効率性を高め、生産性を向上させることが競争優位性を築くものと考えています。加えて、次世代人材の育成を目的に、将来の成長戦略を担える人材を輩出できるよう、複数の「選抜型経営人材育成計画」を立ち上げました。

以上、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2015年度 第82期	2016年度 第83期	2017年度 第84期	2018年度 第85期 (当期)
売上高	209,112	218,242	244,370	244,567
経常利益	4,274	3,424	3,948	2,158
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,219	2,584	2,867	1,588
1株当たり当期純利益	172.79円	200.26円	231.13円	146.00円
総資産	92,985	104,836	93,188	91,112
純資産	48,173	50,685	46,863	47,388
1株当たり純資産額	3,745.40円	3,903.27円	4,307.24円	4,323.50円

(注) 1. 当社は、2016年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式併合が第82期の期首時点に行われたと仮定して算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

(6) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金 百万円	当社の出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
ミライフ西日本株式会社	90	100.00	各種燃料販売
ミライフ株式会社	300	100.00	各種燃料販売
ミライフ東日本株式会社	200	100.00	各種燃料販売
日高都市ガス株式会社	80	100.00	都市ガス供給
シナネン株式会社	100	100.00	各種燃料販売
シナネンサイクル株式会社	100	100.00	自転車の輸入販売
品川開発株式会社	30	100.00	環境・リサイクル
株式会社シナネンゼオミック	50	100.00	抗菌剤製造販売
株式会社ミノス	95	100.00	コンピュータシステム サービス

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分	事業内容
エネルギー卸・小売周辺事業 (B t o C 事業)	家庭向け及び小売事業者向け L P ガス等各種燃料販売事業、リフォーム・ガス器具販売等の家庭向けエネルギー周辺事業、都市ガスの供給事業、L P ガス保安及び配送事業並びに家庭向け電力販売事業
エネルギーソリューション事業 (B t o B 事業)	大口需要家向け石油製品等各種燃料販売事業、ガソリンスタンドの運営事業、電源開発及び法人向け電力販売事業、太陽光発電システムの販売及び周辺サービス事業、省エネソリューション事業並びに住宅設備関連事業
非エネルギー及び海外事業	抗菌事業、環境・リサイクル事業、自転車等の輸入販売事業、コンピュータシステムのサービス事業、建物維持管理事業並びにバイオマス事業

(8) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

当 社	本 社	東京港区三田三丁目5番27号
子 会 社	ミライフ西日本株式会社 ミライフ株式会社 ミライフ東日本株式会社 日高都市ガス株式会社 シナネン株式会社 シナネンサイクル株式会社 品川開発株式会社 株式会社シナネンゼオミック 株式会社ミノス	本社 大阪府大阪市 本社 東京都墨田区 本社 宮城県仙台市 本社 埼玉県日高市 本社 東京都港区 本社 東京都港区 本社 東京都港区 本社 愛知県名古屋 本社 東京都港区

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前 期 比 増 減
1,519名 (1,578名)	37名減 (29名減)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
56名	11名増	41.0歳	13.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員数 (他社への出向者を除き、他社からの出向者を含む) を記載しています。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、他社からの出向者を除いて計算しています。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,000

百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 47,520,600株
- (2) 発行済株式の総数 10,876,650株 (自己株式2,169,941株を除く)
- (3) 株主数 4,098名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	840	7.72
コ ス モ 石 油 マ ー ケ テ ィ ン グ 株 式 会 社	789	7.25
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	480	4.41
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	479	4.40
出 光 興 産 株 式 会 社	473	4.35
シ ナ ネ ン グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会 社	466	4.28
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	260	2.39
学 校 法 人 麻 生 塾	260	2.39
シ ナ ネ ン グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会 社	253	2.33
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	238	2.19

(注) 1. 当社は自己株式2,169,941株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。
 2. 持株比率は、自己株式2,169,941株を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	崎 村 忠 士	
代表取締役副社長	山 崎 正 毅	企画担当役員
常 務 取 締 役	清 水 直 樹	CCO兼管理担当役員
監査等委員である 取 締 役 (常 勤)	小 川 常 司	
監査等委員である 取 締 役	重 森 豊	株式会社ワイズトータルサポート代表取締役会長 大和ハウス工業株式会社社外取締役 株式会社ワイズ・ネットワーク代表取締役社長
監査等委員である 取 締 役	篠 連	光和総合法律事務所パートナー弁護士 高島株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、監査等委員会が客観的かつ適切な監査を行うことを確保するためには、常勤者による高度な情報収集力が必要であると判断し、監査等委員会規程で常勤の監査等委員である取締役を選定する旨を定めております。当該規程に基づき小川常司氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
2. 監査等委員である取締役の小川常司氏、重森豊氏、篠連氏は社外取締役にあり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
3. 監査等委員である取締役の篠連氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する知見を有しています。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 である 取 締 役 を 除 く 。) (うち 社 外)	4 名 (0 名)	97百万円 (0百万円)
監 査 等 委 員 である 取 締 役 (うち 社 外)	4 名 (4 名)	32百万円 (32百万円)
合 計 (うち 社 外)	8 名 (4 名)	129百万円 (32百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第82期定時株主総会において年額276百万円以内 (ただし、使用人分の給与は含まない) と決議されています。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第82期定時株主総会において年額72百万円以内と決議されています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役 (業務執行取締役等を除く。) との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
監査等委員である 取締役 (常 勤)	小 川 常 司	当社取締役就任以降に開催の取締役会13回すべてに出席し、また、監査等委員会10回すべてに出席し、エネルギー業界における豊富な経験と高い見識を基に発言を行っています。
監査等委員である 取締役	重 森 豊	当期開催の取締役会19回のうち17回に出席し、また、監査等委員会12回すべてに出席し、豊富なビジネス経験・見識を基に発言を行っています。
監査等委員である 取締役	篠 連	当期開催の取締役会19回すべてに出席し、また、監査等委員会12回すべてに出席し、弁護士としての専門的知見を基に発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	75百万円
② 上記①の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	75百万円
③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、取締役、使用人を含めた行動規範として、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守を当社グループのあらゆる企業活動の前提とする。
- ② 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
- ③ チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④ 当社は内部通報制度として社内の内部通報窓口及び外部弁護士内部通報窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。
- ⑤ 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。
- ② 取締役は常時、前号の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにして、リスクに応じた的確な管理を行う。
- ② 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。

- ③ 当社は監査部に監査チームと内部統制チームを設置する。監査チームは原則として監査計画に基づき、リスク管理の状況について内部監査し、社長に報告する。内部統制チームは原則として内部統制評価計画書に基づき、財務報告の適正性の評価を行い、社長に報告する。
- ④ 当社はリスク・コンプライアンス委員会において、当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理の向上を図る方法及びリスクを低減させる方法を社長に提案する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算等を定めるとともに、月次業績のレビュー及び改善策を実施する。
- ② 当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。
- ③ 当社は経営会議を設置して、社長の意思決定を補佐する。また、グループ経営者会議等を設置して、グループの経営課題に取り組む。
- ④ 当社は任意の指名委員会を設置して、取締役（グループ企業の役員を含む）の指名の客観性・透明性を高める。

(5) 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。
- ② 当社グループ各社がリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。
- ③ 当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が内部通報等に利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ④ 前号の通報を行った者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 監査チームは必要に応じてグループ企業の内部監査を行い、業務の適正をチェックする。
- ⑥ グループ企業の監査役及び内部監査部門は監査結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の監査状況を監査等委員会に報告する。
- ⑦ 当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助する使用人を、監査等委員会室に配置し、監査等委員の指示によりその職務を行う。

(7) 前項の使用人について、監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会との協議により監査チームが行う内部監査は、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。
- ② 監査等委員会の補助を行う使用人の人事については、監査等委員会の同意を得なければならない。

(8) 監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員以外の取締役は監査等委員会に対し、次に定める事項を報告するものとする。
 - 1) 毎月の経営状況に関する重要な事項
 - 2) 監査チームが行う内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 3) 内部統制チームが行う財務情報の適正性の評価に関する重要な事項
 - 4) 内部通報制度の通報状況及び内容
 - 5) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 6) 重大な法令・定款違反
 - 7) その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 当社グループ企業の全役員・社員は前号4) から6) に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとする。
- ③ 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は社長、リスク・コンプライアンス委員長並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
- ② 監査等委員からその職務の執行について前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査等委員の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- ② グループ企業の内部統制部門は財務報告の適正性についての評価結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の評価を監査等委員会及びリスク・コンプライアンス委員長に報告する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

- ① 新たに入社した使用人に対してコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の周知・徹底を図っております。
- ② リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループで発生したコンプライアンス違反を総括し、再発防止策を指示、実行しております。
- ③ 社内及び社外に内部通報窓口を設置して、不正行為の未然防止に努めております。

(2) リスク管理体制

- ① リスク・コンプライアンス委員会において、グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。
- ② 重要な投資案件については、事前審査委員会にて詳細なリスク分析を行った上で、取締役会で決議しております。

(3) グループ会社の経営管理

- ① 事業会社管理規程、各社決裁規程にて、重要事項の決定や重大事故の発生等について当社への報告義務を定めております。
- ② グループ会社の経営者会議を毎月開催して、グループ各社から業務執行状況の報告を受けております。
- ③ 当社取締役を主要なグループ会社の取締役及び監査役として派遣し、業務執行を管理・監督しております。

(4) 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役に、補助人1名を配置し、必要な予算計上と迅速な償還処理を行うことにより、監査等委員である取締役の業務が円滑に遂行できる体制を確保しております。
- ② リスク・コンプライアンス規程にて、重大なコンプライアンス違反については、監査等委員である取締役に直接通報できるものと定めております。
- ③ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけ、連結配当性向30%以上を目安に、配当を基本とした株主還元を実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、1株当たり75円とすることといたしました。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	45,300	流動負債	33,228
現金及び預金	9,073	支払手形及び買掛金	20,866
受取手形及び売掛金	25,180	短期借入金	4,879
商品及び製品	6,206	未払金	2,588
仕掛品	1,081	リース債務	303
原材料及び貯蔵品	34	未払法人税等	919
その他の	4,430	未払消費税等	352
貸倒引当金	△708	賞与引当金	803
		その他の	2,513
固定資産	45,812	固定負債	10,495
有形固定資産	28,635	長期借入金	4,461
建物及び構築物	8,221	リース債務	1,873
機械装置及び運搬具	6,621	繰延税金負債	1,187
土地	10,488	役員退職慰労引当金	21
リース資産	2,241	退職給付に係る負債	461
建設仮勘定	233	長期預り保証金	1,163
その他の	828	資産除去債務	513
無形固定資産	5,095	その他の	813
のれん	3,797	負債合計	43,724
その他の	1,297	(純資産の部)	
投資その他の資産	12,081	株主資本	45,727
投資有価証券	7,676	資本金	15,630
長期貸付金	223	資本剰余金	7,714
長期前払費用	1,477	利益剰余金	28,015
繰延税金資産	593	自己株式	△5,632
その他の	2,232	その他の包括利益累計額	1,297
貸倒引当金	△122	その他有価証券評価差額金	1,597
資産合計	91,112	繰延ヘッジ損益	△35
		為替換算調整勘定	△263
		退職給付に係る調整累計額	0
		非支配株主持分	363
		純資産合計	47,388
		負債純資産合計	91,112

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		244,567
売上原価		214,396
売上総利益		30,171
販売費及び一般管理費		28,500
営業利益		1,670
営業外収益		
受取利息及び配当金	184	
保険返戻金	231	
その他	400	815
営業外費用		
支払利息	117	
デリバティブ損	52	
和解	66	
その他	91	327
経常利益		2,158
特別利益		
固定資産売却益	1,049	
投資有価証券売却益	18	
物品売却益	255	
その他	215	1,539
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	209	
減損	162	
損害補償	88	
その他	23	491
税金等調整前当期純利益		3,206
法人税、住民税及び事業税	1,557	
法人税等調整額	60	1,618
当期純利益		1,587
非支配株主に帰属する当期純利益		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,588

連結株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日 残高	15,630	7,717	27,243	△5,631	44,959
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△815		△815
親会社株主に帰属する当期純利益			1,588		1,588
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△3			△3
剰余金の内訳科目間の振替		0	△0		-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△3	772	△1	768
2019年3月31日 残高	15,630	7,714	28,015	△5,632	45,727

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年4月1日 残高	2,010	2	△127	4	1,890	13	46,863
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△815
親会社株主に帰属する当期純利益							1,588
自己株式の処分							0
自己株式の取得							△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△3
剰余金の内訳科目間の振替							-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△412	△38	△136	△4	△592	349	△243
連結会計年度中の変動額合計	△412	△38	△136	△4	△592	349	524
2019年3月31日 残高	1,597	△35	△263	0	1,297	363	47,388

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,796	流動負債	9,512
現金及び預金	2,792	短期借入金	2,500
前払費用	133	リース債務	5
関係会社短期貸付金	4,480	未払金	213
未収入金	370	未払費用	37
その他の金	49	未払法人税等	164
貸倒引当金	△30	未払消費税等	13
固定資産	24,682	預り金	6,442
有形固定資産	4,024	賞与引当金	121
建物	2,861	その他の	13
構築物	78	固定負債	1,028
機械及び装置	24	長期借入金	200
工具器具及び備品	226	リース債務	10
土地	818	預り保証金	261
リース資産	15	資産除去債務	62
無形固定資産	142	繰延税金負債	494
借地権	4	負債合計	10,541
商標権	1	(純資産の部)	
ソフトウェア	134	株主資本	20,336
ソフトウェア仮勘定	1	資本金	15,630
電話加入権	1	利益剰余金	10,338
投資その他の資産	20,515	利益準備金	308
投資有価証券	7,315	その他利益剰余金	10,030
関係会社株式	10,227	買換資産圧縮積立金	62
関係会社長期貸付金	2,460	別途積立金	7,724
長期前払費用	13	繰越利益剰余金	2,242
差入保証金	10	自己株式	△5,632
保険積立金	862	評価・換算差額等	1,601
敷金	210	その他有価証券評価差額金	1,601
その他の金	39	純資産合計	21,938
貸倒引当金	△624	負債純資産合計	32,479
資産合計	32,479		

損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	2,500	
不動産賃貸収入	256	2,757
営業費用		
不動産賃貸費用	170	
一般管理費	1,981	2,152
営業利益		604
営業外収益		
受取利息及び配当金	154	
その他の	551	705
営業外費用		
支払利息	23	
貸倒引当金繰入	287	
その他	14	325
経常利益		985
特別利益		
投資有価証券売却益	13	13
特別損失		
固定資産除却損	7	
減損損	1	9
税引前当期純利益		989
法人税、住民税及び事業税	333	
法人税等調整額	△72	260
当期純利益		728

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金						
		資 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
2018年4月1日 残高	15,630	-	-	-	227	64	7,724	2,409	10,426	△5,631	20,425		
事業年度中の変動額													
剰余金の配当								△815	△815		△815		
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立					81			△81	-		-		
買換資産圧縮積立金の取崩						△2		2	-		-		
当期純利益								728	728		728		
自己株式の処分			△0	△0						0	0		
自己株式の取得										△1	△1		
剰余金の内訳科目間の振替			0	0				△0	△0		-		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	81	△2	-	△166	△87	△1	△88		
2019年3月31日 残高	15,630	-	-	-	308	62	7,724	2,242	10,338	△5,632	20,336		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日 残高	1,931	1,931	22,356
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△815
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立			-
買換資産圧縮積立金の取崩			-
当期純利益			728
自己株式の処分			0
自己株式の取得			△1
剰余金の内訳科目間の振替			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△329	△329	△329
事業年度中の変動額合計	△329	△329	△418
2019年3月31日 残高	1,601	1,601	21,938

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年6月4日

シナネンホールディングス株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関口 茂 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤 秀 満 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年6月4日

シナネンホールディングス株式会社

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関口 茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤 秀 満 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、連結子会社であるミライフ西日本株式会社（本店：大阪府大阪市）において不適切な会計処理が判明し、社外有識者を主要メンバーとする特別調査委員会により調査をすすめております。内部統制について改善が必要な状況にありますが、監査等委員会は、今後特別調査委員会から出される調査結果及び同委員会からの提言を踏まえて策定される再発防止策の実施状況を注視してまいります。そのほかには、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月4日

シナネンホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 川 常 司 ㊞

監 査 等 委 員 重 森 豊 ㊞

監 査 等 委 員 篠 連 ㊞

(注) 監査等委員小川常司、重森豊及び篠連は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さき 崎 村 ただ 士 1953年7月29日 生	1976年4月 当社入社 2002年4月 当社仙台支店長 2006年4月 当社執行役員リテール営業部長 2008年6月 当社取締役 シナネン関東ガス販売株式会社（現ミライフ株式会社）代表取締役社長 2012年4月 当社常務取締役 2012年6月 当社代表取締役社長（現在）	9,500株
2	やま ざき まさ き 山 崎 正 毅 1955年1月19日 生	1979年4月 AIU保険会社入社 1996年1月 Walt Disney Enterprise,Japan入社 （現The Walt Disney Company,Japan） Finance Director 2001年1月 Electronic Arts,Japan入社 CFO,Vice President 2004年4月 Vale,Japan株式会社入社 取締役財務・経営管理担当 2012年12月 同社代表取締役副社長 2016年6月 当社社外取締役監査等委員（常勤） 2018年6月 当社代表取締役副社長企画担当役員（現在）	500株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	し 清 水 直 樹 1960年5月28日生	1983年4月当社入社 2008年4月当社経営企画部長 2011年7月当社執行役員財務経理部長 2012年6月当社取締役財務経理部長 2015年4月当社取締役経営企画本部長 2016年6月当社常務取締役経営企画本部長 2017年4月当社常務取締役企画担当役員 2018年6月当社常務取締役CCO兼管理担当役員（現在）	3,700株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 崎村忠士氏は、2012年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、グループ経営を統括する立場で、グループの収益構造の変革を加速させるなど、当社企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
3. 山崎正毅氏は、2018年6月に当社の代表取締役副社長に就任して以来、グループ全体の経営戦略を実行に移すなど、当社企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
4. 清水直樹氏は、当社の取締役就任後、積極的に意見・提言を行って、当社のコーポレートガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
5. 監査等委員会は、取締役の選任について、各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から、検討を行いました。その結果、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の業績向上に貢献していることから、監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

以 上

メ モ

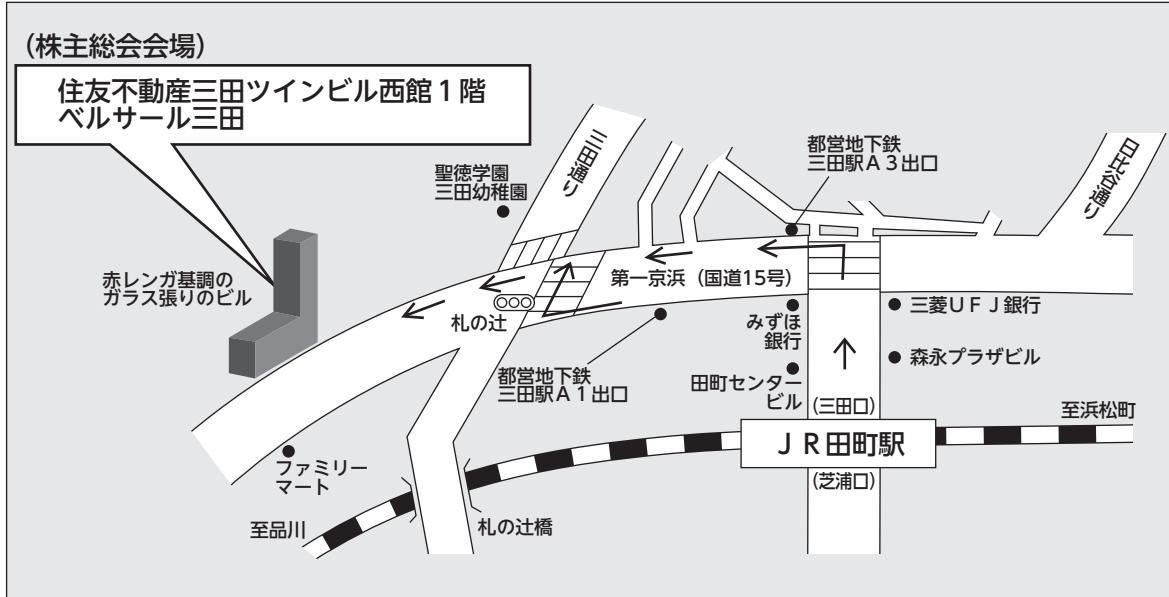
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内

東京都港区三田三丁目5番27号

住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田

(昨年と開催場所を変更しております。以下の「ご案内図」
をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください)



【交通のご案内】

- J R (山手線・京浜東北線) 田町駅 三田口より徒歩8分
- 地下鉄 (都営浅草線・都営三田線) 三田駅 A1、A3出口より徒歩6分
- 会場の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関などをご利用願います。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。